

いろいろあります無給休暇の種類

無給休暇って何？

みなさんは有給休暇と無給休暇の違いをご存知ですか？簡単に言うと、有給休暇とは会社から賃金が支払われる休暇、無給休暇とは会社から賃金が支払われない休暇の事です。今回は無給休暇について見ていきます。

例えば、プライベートのスポーツで怪我をして、仕事をどうしても休まざるを得ないとき、積立休暇や年休が残っていない場合はどうしたらいいでしょうか？ここで必要になってくるのが無給休暇です。この場合、**就業規則第七十九条（無給休暇）の③（私傷病による場合）** **継続90日以内 勤続10年以上は180日以内**が該当します。

社員が休暇を受けようとする場合は事前に会社の承認を得なければなりません。やむを得ず事前に承認を得ることができない場合も、事後速やかに承認を得なければなりません。

無給休暇は会社が正規に認めた休暇です。つまり、就業規則で認められた休暇の権利を習得して休むことと、単に欠勤することは全く違うのです。

どれくらい知っていますか？

代表的な無給休暇を挙げておきます

- ・業務上の負傷又は疾病の場合 **必要な期間**
- ・通勤途上において災害を受けた場合 **必要な期間**
- ・女性社員が生理のため就業が著しく困難な場合 **毎潮2日を超える必要な期間**
- ・要介護状態にある対象家族を介護する場合等 **介護休職等規定に定める日数**
- ・別に定めるボランティア活動に従事する場合 **各年度5日以内**
- ・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する社員がその子の看護を行う場合 **育児休職等規定に定める日数**

無給休暇もきちんとした労働者の権利です！



いろんな無給休暇がありますが、分からない時は組合に相談しましょう！



若い力

第 40 号

2016年 1月15日

発責 国労九州本部

博多区博多駅東3丁目9番3号

ニッコーハイツ1003号

JR 092-2075

NTT092-483-1515